

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成29年度第1回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成29年5月22日（月） 午前10時00分から午前12時00分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

岡崎 優子，松本 正子，的場 真介，和田 治郎

4 事務局

（1）岡山市

森本審議監，山本契約課長，内海契約課工事契約担当課長，
大月契約課管理係長，水野契約課課長補佐（物品契約係長），
川上契約課工事契約係長，林契約課課長補佐（指導係長），
堀井契約課副主査，上田契約課副主査

（2）水道局

西井統括審議監，御幡管財課課長補佐，児子管財課契約係長，
平山管財課主任，白石管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

- 1 平成28年度7月及び平成29年度入札契約制度の改正について
- 2 平成28年度契約状況等の報告について
 - （1）岡山市
 - （2）水道局
- 3 その他

6 会議概要

1 平成28年度7月及び平成29年度入札契約制度の改正について

Q：主任技術者と監理技術者の違いと、入札参加資格要件で求める配置基準を見直した理由は。

A：主任技術者とは、建設業の許可業者が元請・下請・金額の大小に関係なく、すべての工事現場で必ず配置しなければならない技術者のことで、監理技術者とは、主任技術者に替えて配置しなければならない主任技術者よりも上になる上位技術者である。入札参加資格要件で求める配置基準については、将来に亘って建設工事の適正な施工を確保するよう、社会情勢などの変化に応じて技術者の効率的な配置を図るため建設業法が改正されたことに伴い見直しを行った。

Q：最低制限価格等の設定方法の見直しは国の基準に沿ったものか。

A：基本的には国の基準にならって設定しているが、国は制度上低入札価格調査基準価格のみで、最低制限価格は設定できない。地方自治法を根拠に、岡山市は最低制限価格を設定しているが、低入札基準価格と同じ率にしており、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合の失格基準を設けている。

Q：小修繕業者登録制度は試行中だが、恒久的な制度にはしないのか。

A：小修繕業者登録制度とは、市内零細業者の受注機会を拡大するため、小修繕業者登録制度に登録している業者であれば、10万円未満の簡易な施設等の修繕に参加できる制度。平成23年4月に導入し、平成25年4月、平成27年4月と2年ごとに試行を延長している状況だが、名簿登録者数が現在30者前後の状況のため、まずは登録者数の増加や、市としても発注件数の増大を目指して取り組みを行っているところである。

2 平成28年度契約状況等の報告について（岡山市）

Q：指名停止理由の中で、反社会的行為というのは具体的にはどのようなものか。

A：会社の代表者が建設業法違反で公訴提起されたものや、駐車違反者の身代わりとなって罰則を受けるように組織対応をしたものなどが反社会的行為となっている。

Q：指名停止理由の談合等の件数が減っているのはコンプライアンスが徹底してきているからなのか。

A：平成27年度に起きた官製談合で岡山市職員が懲戒免職となり、当該業者も指名停止となった。発覚すると社会的な制裁もあるため、コンプライアンスの意識も整ってきているのでは。

Q：建設コンサルタント業務で、耐震工事関係での随意契約が多かったが、今後一般競争入札にはならないのか。

A：主に建築工事監理業務委託が随意契約となっている。まず耐震工事においては設

計業務を一般競争入札で発注し、その後、工事施工業者も一般競争入札で決めるが、その工事の監理業務委託は、ポイントを押さえた適切な施工監理が必要であるため、競争入札を実施せず、設計業務の受託業者と随意契約をしている。

Q：設計と施工監理を一緒に一般競争入札にかけることはできないのか。

A：設計から施工監理までとなると、設計から工期終わりまでと委託期間が長くなり、発注できるかわからない、工期も決まっていない段階で入札にかけることになるので設定が難しくなる。

Q：岡山市の案件で指名停止となった業者は平成27年度と比べて多いか。

A：契約違反で指名停止になっているものは全て岡山市で起きた案件。工事中の安全管理の不適切などは県外で起きたものもある。平成28年度で特徴的だったのは、岡山市で行われたデジタル無線機器の入札において、全国的に落札する業者を事前に示し合わせて競争を不当に抑制していたということで、公正取引委員会から独占禁止法違反認定を受けて排除措置命令が出されたものがあり、5者指名停止となった。

Q：独占禁止法違反を減らすために岡山市としてできることはあるか。

A：応札額、応札率で談合等の疑いがあるか確証を持つのは難しい。平成28年度に独占禁止法違反で処分した件では、メンバーの1社が通報し、リーニエンシー制度等で罰が軽くなっている。なかなか発注者としての摘発というのは難しいというのが現状。

Q：建設コンサルタント業務の細区分にある事業損失とはどのような業務か。

A：補償コンサルタント業務の中に業種として事業損失というものがあり、工事を施工するにあたって、周りの隣接する家屋等で工事の影響が出る可能性があるところについて、補償を行うために事前に調査をしておくのが事前調査業務委託になる。実際に被害が出た場合には事後調査業務委託もある。

2 平成28年度契約状況等の報告について（岡山市水道局）

Q：水道局の指名停止件数が岡山市に匹敵するぐらい多いのはなぜか。

A：有資格者名簿は現在は岡山市が受付している名簿を準用しているもので、基本的には同じ業者を指名停止することになる。

Q：工事について落札率が90パーセント以上が多いが、これは水道管工事の定型性のためで、特別不自然とは考えていないか。

A：はい。

Q：昨年起こった水道メーター検針不適正処理の事案についての報告を。

A：平成28年11月に新聞等で報道された事案になる。水道メーターは機械式のデジタル表示であり、9から0への数字の切り替わり時には、0まで到達していない

のに0と見えてしまう場合がある。基本は使った量よりも少ない方へ切り捨てて数字を読まなければならないが、誤って多い方の数字を読んでいたため、つじつま合わせのために家主本人に承諾なしに水を流し、水道メーターを検針した数値に合わせるという不正を委託業者が行っていたもの。

(終了)